

児童扶養手当制度について（ご案内）

<制度のあらまし>

児童扶養手当は、手当を受ける資格のある人（以下「受給資格者」と言います。）と対象となる児童（以下「対象児童」と言います。）が、一定の「要件」を満たしていることを条件に認定されます。

認定された方には、下表の金額（月額）を、原則として、年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）に分けて支払います。

支給月額については、「所得制限について」をご覧ください。

■児童扶養手当支給額（月額）について

対象児童数	全部支給（R8.4月～）	一部支給（R8.4月～）
1人目	48,050円	48,040円～11,340円
2人目以降	1人につき 11,350円	1人につき 11,340円～5,680円

■所得制限について

受給者の所得から下表の控除額を控除した額に、児童の父又は母から受け取った養育費の8割を加算した額を、扶養親族数ごとに定められた限度額と比較して支給額が決定されます。受給者や扶養義務者^{※1}の所得が限度額を超過した場合は、支給停止となります。

所得制限限度額	扶養親族数 (4人以上の場合は1人につき 38万円ずつ加算)	受給者が児童の母又は父の場合		孤児等の養育者及び 扶養義務者
		全額支給	一部支給	
	0人	69万円未満	208万円未満	236万円未満
	1人	107万円未満	246万円未満	274万円未満
	2人	145万円未満	284万円未満	312万円未満
	3人	183万円未満	322万円未満	350万円未満
限度額へ加算 できるもの	老人扶養による加算	10万円	同 左	6万円
	特定扶養による加算	15万円	同 左	—
控除額	定額控除	8万円	同 左	同 左
	特別障害者控除	40万円	同 左	同 左
	ひとり親控除 ^{※2}	—	—	35万円
	寡婦控除 ^{※2}	—	—	27万円
	障害者・勤労学生控除	27万円	同 左	同 左
	配偶者特別控除	控除額	同 左	同 左
	雑損控除・医療費控除・ 小規模企業共済等掛金控除	控除額	同 左	同 左

※1 扶養義務者とは、児童扶養手当の受給者と同居している直系血族の方及び兄弟姉妹となります。

※2 受給者が対象児童の母又は父の場合は、ひとり親控除、寡婦控除は控除対象とはなりません。

■必要な届出について

次のような場合には、必ずこどもセンターへ届出をしてください。(◎は福祉総務課でも受付可)
届出がない場合、手当を差し止めたり、返還金が発生する場合がありますので、ご注意ください。

◎ 受給者が資格をなくされた場合	受給資格喪失届
◎ 対象児童が資格をなくされた場合	受給資格喪失届又は額改定届
◎ 受給者又は対象児童が市内で住所が変わる場合	住所変更届
◎ 受給者が市外に住所が変わる場合	住所変更届（転出届）
◎ 振込先金融機関や口座番号を変更する場合	金融機関変更届
◎ 受給者の氏名が変わった場合	氏名変更届
○ 対象児童が増える場合	額改定請求書
○ 18歳に到達した児童が、特定の障害により延長を申請する場合	医師の診断書
○ 毎年8月1日現在の状況の届	現況届※支給停止の場合も提出が必要です。
○ 新たに支給停止に該当する場合	支給停止関係届
○ 支給停止中の方が、転居等により支給停止に該当しなくなる場合	支給停止関係届
○ 所得の更正等により支給停止額が変わる場合	支給停止関係届
○ 支給停止の方が、災害により支給停止免除の特例を申請する場合	被災状況届

■受給資格の喪失について

- ア 受給資格者が日本国内に住所を有しなくなった場合
- イ 受給資格者が死亡した場合
- ウ 受給資格者が対象児童を監護又は養育しなくなった場合
- エ 受給資格者の婚姻(事実上の婚姻関係にある者を含む。)等により、対象児童が父又は母の配偶者に養育されるようになった場合
- オ 対象児童に手当を受給する要件が消滅した場合
 - ・ 父又は母が障害の状態ではなくなった
 - ・ 父又は母が生存していることがわかった
 - ・ 父又は母が児童を遺棄している状態ではなくなった
 - ・ 父又は母の拘禁が終了した
 - ・ 婚姻によらないで生まれた児童ではなくなった
- カ 対象児童が日本国内に住所を有しなくなった場合
- キ 対象児童が死亡した場合
- ク 対象児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した日
- ケ 特定の障害に該当する状態により資格延長の認定を受けていた対象児童が20歳に達した又は障害認定の状況に該当しなくなった場合
- コ 対象児童が児童福祉施設等に入所した又は里親に委託された場合